

## 広島県告示第四百九十一号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

七十歳以上	別表 年齢階層												改 正 後
	六十歳未満	十五歳以上六	十五歳未満	六十歳以上五	五十歳以上五	五十歳未満	四十歳以上四	四十歳未満	三十歳以上三	三十歳未満	二十五歳以上二	二十歳未満	
	円四、〇六〇	円四、〇六〇	円五、八六〇	円六、九七五	円七、二九〇	円七、四三三	円七、二六八	円七、〇七八	円六、七一二	円六、三八〇	円五、八七二	円五、二六三	
二円一三、四四	五円一六、〇七	四円二二、三一	五円二五、三八	六円二四、九一	六円二三、八八	一円二一、九七	九円二〇、六四	九円一七、六一	二円一四、八四	二円一三、四四	二円一三、四四	二円一三、四四	

  

七十歳以上	別表 年齢階層												改 正 前
	六十歳未満	十五歳以上六	十五歳未満	六十歳以上五	五十歳以上五	五十歳未満	四十歳以上四	四十歳未満	三十歳以上三	三十歳未満	二十五歳以上二	二十歳未満	
	円三、九八〇	円三、九八〇	円五、六五一	円六、六九八	円七、一〇九	円七、二二二	円七、一三九	円六、七八二	円六、五七四	円五、六九一	円五、一六六	円五、一六六	
七円一三、一〇	七円一五、八二	五円二二、二四	三円二四、八六	五円二三、四四	四円二二、二五	八円一九、四五	七円一七、〇六	七円一四、四一	七円一三、一〇	七円一三、一〇	七円一三、一〇	七円一三、一〇	

### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の

補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。